## 佐賀県告示第 259 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和2年10月16日から令和2年11月16日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	武雄市北方町大字芦原字橋津15番1地先から	令和2.10.16
	武雄市北方町大字大渡字六本谷 3476 番 1 地先まで	